

平成 2 7 事業年度業務実績報告書

【第3期中期目標期間】平成25年度～平成29年度

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日



独立行政法人空港周辺整備機構

はじめに

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、第3期中期目標期間（平成25年度～平成29年度まで）における中期目標を達成すべく、平成27年度の業務運営にあたっては、特に、1. 再開発整備事業の施設の保全、2. 内部統制の確実な実施の2点について、以下のような取組を重点的に推進しました。

1. 再開発整備事業の施設の保全

改正通則法の施行、福岡空港に係る空港運営の民間委託化への動きを踏まえつつ、昭和62年度から整備を開始した再開発整備事業の全施設について、様々なリスクへの対応及び施設保全の観点から、機構の初めての試みとして、施設の一斉点検を実施しました。

また、施設の一斉点検の実施に際しては、組織運営及び業務運営の効率化の一環として、担当部署を越えた連携、協力のもと点検を実施し、専門職種の有機的連携を図るなど、本中期目標期間中における事業三課体制から二課体制への見直しに向けた環境整備に併せて取り組みました。

2. 内部統制の確実な実施

改正通則法の施行を踏まえた業務方法書の変更、これに伴う規程等の整備を着実にを行うとともに、各種委員会を設置、開催し、また役職員に対し内部統制に関する研修を実施するなど、同規程等に基づく内部統制の確実な実施に向けた様々な取組を実施するとともに、職員への周知徹底に注力しました。

今後も、国や福岡空港周辺の地方公共団体と連携し「空港周辺住民の皆様の生活の安定と周辺地域の活性化」のため、空港周辺環境対策事業を推進するとともに、組織運営及び業務運営の効率化のため、組織・業務の徹底したスリム化及び透明性の確保等に努めてまいります。

業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に
関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 業務運営の効率化に関する事項・・・・・・・・・・・・ 18
3. 財務内容の改善に関する事項・・・・・・・・・・・・ 31
4. その他業務運営に関する重要事項・・・・・・・・・・・・ 39



(1) 業務の確実な実施 ①再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 業務の確実な実施

騒防法に基づく以下の事項について、国と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、確実・適正な執行を行うことにより、福岡空港の周辺環境対策を進めること。

また、機構が行う福岡空港の周辺環境対策について、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等が進められ、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、実施主体の検討が行われる中で、機構は業務の適正かつ円滑な実施を確保するための進め方の検討を行うこと。

- ① 再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施すること。

【中期計画】

(1) 業務の確実な実施

福岡空港の周辺地域における環境対策として、国と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図ります。

また、機構が行う周辺環境対策について、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等が進められ、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、実施主体の検討が行われる中で、機構は業務を適正かつ円滑に進めるための方策の検討を行います。

① 再開発整備事業

空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施します。

【年度計画】

① 再開発整備事業

イ 様々なリスクへの対応及び施設保全の観点から、初めての試みとして既存貸付物件全42施設の一斉点検を行います。

ロ 従前からの次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- ・騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、修繕などの維持管理を適切に実施します。
- ・事業継続性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と面談を行うなど、経営状況の把握に取り組みます。
- ・事務処理の効率化を図るため、引き続き貸付物件に係る電子資料の充実を図り、関係者間の円滑な情報の共有に努めます。

【指標】

- ・定期巡回（月）の実施率 100%
- ・新規入居者が暴力団等と関わりがないかの確認 100%

年度計画における目標設定の考え方

様々なリスクへの対応及び施設保全の観点から、機構としては初めての試みとなる、全騒音斉合施設の一斉点検を実施する。また、騒音斉合施設の定期巡回や賃借人との面談による情報収集により、施設の劣化状況や賃借人の経営状況を把握することで、資産価値の維持及び事業の継続を着実に実施するとともに、事務処理の効率化に努めることとする。



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜既存物件の劣化状況等の把握、計画的な維持管理・修繕＞

取組内容	成果、効果
○ 全ての騒音斉合施設41施設（平成27年6月時点）について、一斉点検を実施した。 （年度計画では42施設となっているが、一斉点検実施前に1件の施設を解約し、国へ返還することが決定していたため41施設を実施） このうち、建物のない駐車場施設30件については、アスファルト舗装の陥没や剥離の状況、困障の傾きやぐらつきなどの状況について、職員による点検を行った結果、アスファルト舗装の隆起やコンクリート側溝蓋の割れなど不具合が4件発見され、賃借人と協議の上、速やかに修繕工事を行った。 また、建物が存する11件については、外壁・サッシ・天井・換気設備などについて、専門業者に点検・調査を委託し、施設の問題点を把握するとともに、今後の修繕方針について検討を行った。このうち、緊急を要する1件（シャッターの動作不良）については、賃借人と協議の上、平成27年度中に修繕工事を行った。 ○ 全ての騒音斉合施設について、毎月、定期巡回（計12回、100%実施）を行うとともに、適宜現地にて賃借人と面談を行うことで、コミュニケーションの強化を図り信頼関係の構築に努めつつ、施設の劣化状況の把握及び資産価値の維持に努めた。 なお、平成28年4月14日に発生した熊本地震（前震）の後に、全施設の緊急点検を実施（4月15日）した。また4月16日に発生した本震の後も緊急点検を実施（4月18日）し、それぞれ施設に被害がないことを確認している。 ○ 火災保険契約について、競争参加へのインセンティブを高める取組として、平成28年度に期間満了予定の火災保険2件と平成29年度に期間満了予定の火災保険1件を中途解約し、平成27年度に期間満了する2件と合わせた計5件を取りまとめて1件として契約した。	○ 機構の初めての試みとして、全ての騒音斉合施設についての一斉点検を実施した。本点検は、改正通則法の施行、福岡空港に係る空港運営の民間委託化への動きを踏まえつつ、様々なリスクへの対応及び施設保全の観点から実施したものである。 一斉点検の実施により、施設の問題点を把握し、速やかに修繕を実施または着実な施設保全のための今後の修繕方針等を検討するなど、施設の資産価値の維持に寄与することができた。 また、職員のリスク管理意識向上に繋げることができた。 ○ 定期巡回等により、施設の劣化状況を迅速に把握し、事故を未然に防止するとともに、賃借人から申し出のあった箇所について、18件（昨年度17件）の修繕や改修工事を速やかに行うことにより、施設の資産価値を維持することができた。 このうち、大規模施設である大井その1については、給水ポンプの更新、空調、エスカレータ及び庇漏水等の修繕を行ったほか、平成23年度に施設の点検等を行って作成した「騒音斉合施設大井その1点検及び修繕計画」を踏まえて、現地調査や賃借人からの施設状況のヒアリングを行い、消防設備の改修工事を実施した。 ○ 普段の施設点検はもとより、施設の一斉点検などを通じ、適宜、メンテナンスを実施し、適切な施工管理を行っているなか、特に、建物の火災保険契約においては、契約対象の集約化を図るなど、競争参加へのインセンティブを高め、入札参加者を増やすなどした結果、予定価格約4800万円に対し、契約金額が約1000万円と低価格での契約締結となるなど、経費が大幅に削減された。なお、契約対象物件の1年あたりの保険料について試算したところ、変更前が301万円であったのに対し、変更後は201万円となっており、33%の節減効果があった。また、入札参加者を比較すると、平成26年度の火災保険契約の3者から5者に増えており、競争性も高まったと考えられる。さらに、入札事務の回数削減により、事務の効率化も図ることができた。



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜賃借人の経営状況把握、空き施設の状況＞

取組内容	成果、効果
○ 毎月の定期巡回を行う際に、適宜賃借人と面談を行ったり、月次報告を求めるなどして賃借人とのコミュニケーションの強化を図り信頼関係の構築に努めつつ、経営状況の把握に努めた。 ○ 社会経済情勢の悪化を理由に平成21年7月分から賃貸料を減額していた賃借人1件について、経営状況の改善が見られたことから、賃借人と減額解除の協議を行った。 ○ 年度内に解約となり空き物件となった施設4件のうち無道路地の1件を除く3件について、後継賃借人を公募した。	○ 賃借人と直接面談などを行うことにより、経営状況をより正確に把握することができ、賃貸料の滞納や退去のリスクに備え、事業継続性の確保を図ることができた。 ○ 面談などを通じコミュニケーションの強化を図り信頼関係の構築に努めていることもあり、賃貸料の減額を解除することができ、手続きについても円滑に処理することができた。 ○ 公募した3件については、後継賃借人が見つからなかったこともあり、空き物件の4件の施設について建物を解体の上現状回復し、平成28年3月末に国へ土地を返還した。 ○ 平成28年3月末時点での空き施設はない。

＜事業の健全性＞

取組内容	成果、効果
○ 毎月の定期巡回や賃借人からの月次報告などにより経営状況の把握に努め、賃貸料の滞納や退去のリスクに備えた。	○ 平成28年3月末時点での賃貸料の滞納はない。 ○ 収支状況については、施設の修繕等を適切に実施しつつ、安定した収支の確保に努めた結果、下表のとおり収支率は84.8%と高い水準にあり、事業の健全性は保たれている。

【再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況】

	保有施設	うち空き施設 (年度末現在)	事業収入 (A)		業務支出 (B)		収支率 (B/A)
				回収率	業務支出	借入金償還等支出	
平成26年度	42件	0件	644,066,628円	100%	461,068,288円	98,876,580円	86.9%
平成27年度	38件	0件	642,446,628円	100%	458,320,451円	86,309,088円	84.8%

事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ（雑収入を除く）
業務支出：固有事業勘定のすべて

＜事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
○ 継続事業については貸付物件資料のデータベース修正・更新を適時に行い、関係者が情報を共有するなど、これまでの取組を着実に実施している。	○ 関係者間で情報の共有化が進み、事務を効率的に行うことができた。

＜暴力団排除の取組＞

取組内容	成果、効果
○ 暴力団等排除の取組として、平成27年度に新たに入居した後継転借人1件に対して暴力団等に関わりがないか国を通じて福岡県警に照会を行い問題がないことを確認しており、適切に対応している。（1/1件、100%確認） なお、残りの全賃借人については、過年度に照会済みである。	○ 照会の結果、暴力団に関わりのないことを確認し、健全に事業を継続することができた。

(1) 業務の確実な実施 ②民家防音工事補助事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ② 民家防音工事補助事業については、騒防法に基づく国からの補助事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

【中期計画】

② 民家防音工事補助事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 関係自治体の広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により情報提供を行い、円滑な事業執行に努めます。
- ロ 事務処理の効率化等を図ります。

【年度計画】

② 民家防音工事補助事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 円滑な事業執行を図るため、関係自治体担当者との会議を開催し、事業の制度周知や情報の共有を行うなど、関係自治体と緊密な連携を図ります。また、自治体広報誌への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により住民への事業制度の周知を図るとともに、事業に関する問い合わせや相談に対して迅速かつ適切な対応を行います。

【指標】

- ・ 交付申請に対する実施率 100%
- ・ 問い合わせ、相談等に対する適切な処理 100%

- ロ 事務処理の効率化を図るため、引き続き防音工事システムの的確な運用に努めるとともに、申請書類を分かりやすい表現へ見直します。

年度計画における目標設定の考え方

関係自治体と緊密な連携を図り、事業制度の周知及び円滑な事業執行を図るとともに、住民サービスレベルの向上や事務処理の効率化に努めることとする。



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜事業実施状況＞

取組内容	成果、効果
○ 民家防音工事補助事業については、申請・相談等に対し適切に対応し、円滑な事業の実施に向けて取り組んだ。 なお、交付申請に対する実施率は100%であった。 (実施件数等は下表のとおり)	○ 防音工事については申請があった3件について、空調機器更新工事については申請があった264件307台全てを実施し、空港周辺住民の生活環境の改善に資することが出来た。

＜予算執行状況＞

○平成27年度の予算執行状況

区 分	予 算		実 績		予算残額（千円）	執行率（％）
	件数・台数	金額（千円）	件数・台数	金額（千円）		
防音工事 (未実施)	3件	6,506	1件	3,871	2,635	59.5%
防音工事 (告示日後)	3件	7,822	2件	8,004	▲182	102.3%
更新工事①	251台	25,672	126台	10,451	15,221	40.7%
更新工事① (告示日後)	14台	1,354	18台	1,972	▲618	145.6%
更新工事②	200台	19,334	123台	11,361	7,973	58.8%
更新工事② (告示日後)	1台	92	0台	0	92	0.0%
更新工事③	42台	3,863	40台	5,280	▲1,417	136.7%
事務費		12,076		8,605	3,471	71.3%
合 計	514	76,719	310	49,544	27,175	64.6%

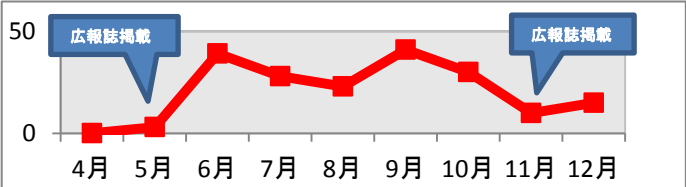
○予算残額
(主な理由)

- ・更新工事①と②において、予算上の計画台数に対し世帯員の減少等により申請台数が減少したため。

＜関係自治体との連携等による事業の広報及び情報提供＞

取組内容	成果、効果
○ 関係自治体の担当者を対象に、福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（平成27年4月15日）を開催し、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。 ○ 関係自治体が発行している広報誌へ事業案内の記事を2回掲載するとともに、関係自治体窓口において民家防音事業パンフレット及び新たに作成した空調機更新工事のチラシの配布を行った。また、引き続き地域住民の方々目の触れる機会が増えるよう事業対象区域内の公民館へチラシを配布するなど、事業の広報に努めた。	○ 継続して、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行うことで、事業の受付窓口の担当者に事業制度や手続き方法等について理解を深めていただき、円滑な事業執行を行うことが出来た。 ○ 広報誌による事業案内後は、申請件数が増えており、一定の効果が見られた。

【月別更新工事申請受付件数の推移】





当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜問い合わせ、相談等への対応＞

取組内容	成果、効果
○ 平成27年度において476件の問い合わせ等があり、迅速かつ適切な対応に努めた。 なお、問い合わせ等全てについて、その都度対応し100%解決済みであり継続案件はない。	○ 苦情や問い合わせ等へ適切に対応することにより、円滑に事業を遂行することができた。なお、3件の方から直接感謝の言葉をいただいた。

【参考：問い合わせ集計表】（平成27年度）

○問い合わせ等の相手・内容別件数、割合

区 分		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
問い合わせ等の相手	市 町	239	23.1%	68	13.2%	101	21.2%
	本人・親族等	626	60.6%	326	63.4%	283	59.4%
	家主・管理者等	60	5.8%	111	21.6%	89	18.7%
	その他（工事業者など）	108	10.5%	9	1.8%	3	0.7%
	計	1,033	100.0%	514	100.0%	476	100.0%
問い合わせ等の内容	対象室・台数の確認	347	33.6%	207	40.3%	193	40.5%
	制度説明	541	52.4%	236	45.9%	225	47.3%
	修理業者の紹介	45	4.4%	29	5.6%	35	7.4%
	その他	100	9.7%	42	8.2%	23	4.8%
	計	1,033	100.0%	514	100.0%	476	100.0%

＜事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
○ 実施した工事関係書類を電子化して防音工事システムと連動させることにより、住民からの問合せに迅速に対応できるようにしている。 ○ 補助制度の概要、手続きの流れなどを解説した「手引き」を分かりやすい表現に改めるなど、申請者の誤記入防止及び負担軽減を図った。	○ 事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。

(1) 業務の確実な実施 ③移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ③ 移転補償事業については、騒防法に基づく事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

【中期計画】

③ 移転補償事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 移転対象物件の照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談に対し、申請者に対して懇切、丁寧な対応を行い、円滑な事業執行に努めます。
- ロ 事務処理の効率化等を図ります。

【年度計画】

③ 移転補償事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 円滑な事業執行を図るため、移転対象物件についての照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談などに対し迅速かつ適切な対応を行います。また、申請手続きを分かりやすく解説した「しおり」を活用し、分かりやすい説明を行います。

【指標】

- ・申請件数に対する実施率 100%（申請者の都合による取り下げ分を除く）
 - ・照会、相談等に対する適切な処理 100%
- ロ 事業制度の周知を図るため、関係自治体と緊密な連携を図り、自治体広報誌への事業案内の掲載やチラシの配布により、住民への情報提供を行います。
- ハ 事務処理の効率化を図るため、土地測量、土壤汚染状況調査及び不動産鑑定評価等の各種調査、並びに申請者との契約交渉などのスケジュール管理を的確に行います。

年度計画における目標設定の考え方

移転対象物件の照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談などに対して迅速かつ適切な対応を行うとともに、申請手続きを分かりやすく解説した「しおり」を活用して説明を行うなど、円滑な事業執行を図ることとする。

また、関係自治体の広報誌等を活用した事業制度の周知や事務処理の効率化に努めることとする。



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜事業実施状況＞

取組内容	成果、効果
○ 上半期において集中的に土地測量、建物調査、土壌汚染状況調査及び不動産鑑定評価を実施し、その結果に基づき、契約予定月を定め契約交渉を進めることにより、円滑かつ効率的に事業を実施した。 なお、申請のあった7件のうち2件については申請者の都合により翌年度の契約となったが、この繰越分を含めた申請件数に対する実施率は100%であった。 (実施件数等は下表のとおり。)	○ 申請者ごとのスケジュールを作成し、申請者と進捗状況を確認しながら移転計画を進めた結果、4件の物件について年度内に移転を完了することができた。 また、申請者からは、速やかに売買契約を結べたことについて、評価をいただいた。

【移転補償事業実施状況】

平成28年3月末現在

別表

番号	物件の所在地	区域	実測面積 (㎡)	建物補償	契約年月日	備 考
1	福岡市東区宮松二丁目	2	170.73	有	H27.11	現年
2	福岡市東区宮松二丁目	2	271.01	有	H27.11	現年
3	福岡市東区宮松二丁目	2	—	—	H27.11	現年（借家人）
4	福岡市東区宮松二丁目	2	—	—	H27.11	現年（借家人）
(5)	大野城市仲畑一丁目	2	273.33	無	H27.11	翌年度へ支払いを繰越(下表①に含まれる)
(6)	福岡市博多区吉塚八丁目	3	—	有	平成28年度契約予定	翌年度へ契約を繰越(下表②)
(7)	同 上	—	—	—	平成28年度契約予定	翌年度へ契約を繰越(下表②)（借家人）
計			715.07			

＜予算執行状況＞

○平成27年度の予算執行状況

契約区分		予 算			実 績			不用額 (千円)	執行率 (%)
		件 数	土地面積 (㎡)	金 額 (千円)	件 数	土地面積 (㎡)	金 額 (千円)		
① 現 年	土地の買入れ	5			3				98.3%
	建物等の移転補償	(5件の内0件)	5,329.06	942,671	(3件の内2件)	715.07	202,895	16,080	
	借家人	—			2				
②翌年度へ繰越		—	—	—	2	—	723,696	—	
移転補償事業計		5	5,329.06	942,671	7	715.07	926,591	16,080	98.3%

(注1) 建物の延床面積については、公簿と実測面積の乖離が大きいことから、土地取得分のみ表記。

(注2) 翌年度へ繰越②については平成28年度に執行見込であるため、執行率に含める。

○予算残額

(主な理由)

建物調査業務及びネットフェンス等設置工事における入札差金。



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<申請等に係る事前の照会・相談の対応状況>

取組内容	成果、効果
○ 移転補償事業の可否に関する照会や、申請者に対する移転補償完了（境界画定や建物撤去等）に至るまでの数々の相談に対し、迅速かつ適切な対応を行った。 ○ なお、照会や相談等全てについて、その都度対応し100%解決済みであり継続案件はない。 ○ 申請者ごとに作成した個別スケジュール表及び申請者全員を網羅する全体スケジュール表（毎月内容を見直し最新情報を反映）を作成し活用するなど、各移転計画が停滞しないよう着実に業務を進めた。 ○ 申請手続きを分かりやすく解説した「しおり」の内容を改善（機構へのアクセスマップ及び個人情報取り扱いを追加）し、申請者への説明において活用した。	○ 事前の相談や申請者からの問合せなどに対し、迅速かつ適切な対応を行った結果、懸案事項は発生しなかった。 ○ また、申請者ごとのスケジュール表を作成し、申請者と進捗状況を確認しながら移転計画を進めるとともに、「しおり」を活用して手続きの説明を行うことで、円滑に事業を執行することができた。

【参考：照会・相談の内訳】

対象の有無	移転計画	相続	境界画定	撤去	撤去業者 斡旋	その他	計
35 件	18 件	0 件	2 件	2 件	0 件	3 件	60 件

<事務処理の効率化>

取組内容	成果、効果
○ 複数の物件の土地測量、建物調査、土壌汚染状況調査及び不動産鑑定評価を集中的に発注した。 ○ 交渉、境界確認等を複数件同日に行うことにより、業務時間の短縮・交通費の削減を図った。 ○ 各業務のスケジュールを擦り合わせることで、業務時間の短縮を図った。	○ 各種調査等を集中的に発注することにより、事務の効率化を図った。 ○ 全体のスケジュール管理を着実に行うことにより、経費の削減及び業務時間の短縮を図り、円滑かつ効率的に事業を推進することができた。

<広報及び情報提供>

取組内容	成果、効果
○ 関係自治体が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域内の公民館、共同利用施設へ配布するなど、事業の広報に努めた。	○ 移転補償事業の周知を図った結果、事業対象区域外の方からも問い合わせがあるなど、広報による効果がみられた。

(1) 業務の確実な実施 ④緑地造成事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ④ 緑地整備については、騒防法に基づく事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

【中期計画】

④ 緑地造成事業

第三種区域における緩衝帯としての緑地整備について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進します。

【年度計画】

④ 緑地造成事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 買収済みの土地約0.3haについて造成・植栽を着実に実施します。

【指標】

- ・整備予定面積に対する実施率 100%
- 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行います。

年度計画における目標設定の考え方

地域の実情に配慮しつつ、計画的かつ着実に緑地の造成・植栽を行うとともに、事務処理の効率化に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<事業実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 国が移転補償跡地として買収した土地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約0.3ha（2,527㎡）の造成・植栽を100%着実に実施した。	○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地がもつ、騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。

※ 福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備しております。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として整備を進めております。

<予算執行状況>

○平成27年度の予算執行状況

区 分	予 算			実 績			予算残額（千円）	執行率（％）	備 考
	件数	面積（ha）	金額（千円）	件数	面積（ha）	金額（千円）			
緑地造成事業	2	0.25	53,908	2	0.25	26,199	27,709	48.6	整備面積執行率 100.0%

○予算残額

（主な理由）

年度計画の整備予定面積約0.3haについては100%着実に執行しているが、予算執行率が48.6%となった理由は、予算額の算定における測量設計業務及び緑地造成工事について、国の基準に基づき適正に積算を実施しているものの、結果として予定価格を大幅に下回る低入札での契約となり、入札差金が発生したためである。

なお、低入札については、低入札価格調査を行った結果、契約が計画どおり履行されることを確認している。



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜地元及び関係機関との調整＞

取組内容	成果、効果
○ 測量設計時に地元自治会と3回、造成した緑地の管理者となる空港事務所と2回の調整を行い、また、緑地造成工事時に地元自治会及び空港事務所との調整を各1回行い、意見や要望の把握に努めた。	○ 設計及び工事に係る調整を綿密に行い、地元及び管理者の意見等を反映させることにより、事業を円滑かつ着実に推進することができた。

【年間実施状況】

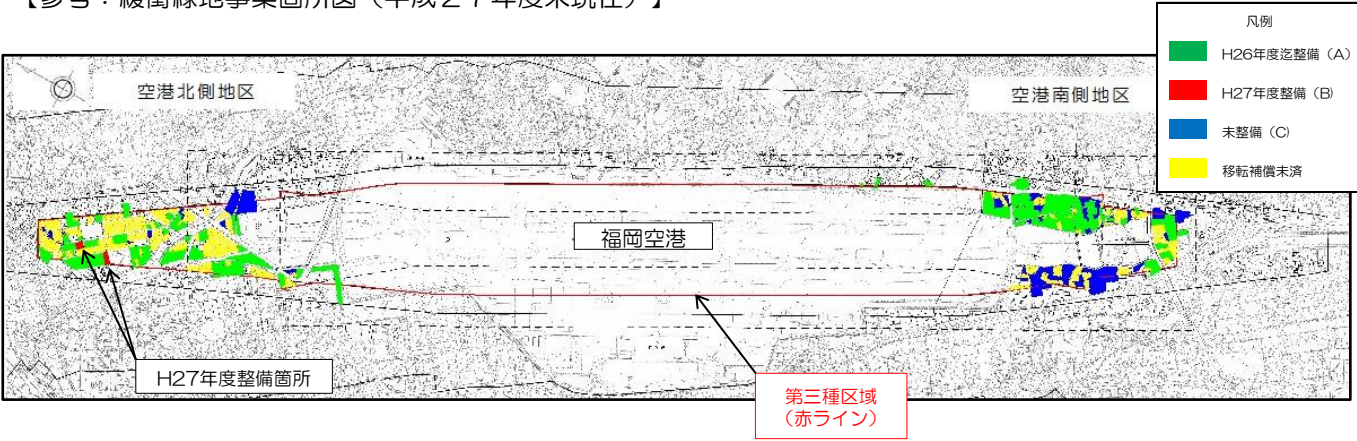
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地元調整	◎事業説明		◎測量設計説明		◎設計協議				◎工事説明			完成報告◎
空港事務所調整			◎測量設計説明		◎設計協議				◎工事説明			完成報告◎
緑地造成事業			測量設計業務						緑地造成工事			

※1マスが約1週間となります。

＜事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
○ 設計業務のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、適切な管理に努めた。	○ 設計図書の品質が確保されるとともに、発注者と受注者が設計の進捗状況を共有することで、事業を確実かつ効率的に執行することができた。

【参考：緩衝緑地事業箇所図（平成27年度末現在）】



(単位: ha)

移転補償跡地 面積 (Q) ※	緑地整備面積		合 計 (A+B)	進捗率 (平成27年度迄) (A+B) / (Q)	緑地未整備面積 (C)=(Q)-(A+B)
	平成26年度迄 (A)	平成27年度 (B)			
26.24	17.90	0.25	18.15	69.2%	8.09

※ 移転補償跡地面積 (Q)は、平成27年度末時点の移転補償跡地全体面積から、公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行います。

① 国及び関係自治体との連携

イ 出資者である国・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」の開催や業務の調整及び意見交換のための会議の開催等を通じて、十分な意思疎通を図ります。

ロ 機構が行う周辺環境対策の見直し等にあたって、国との密接な連携のもと、関係自治体と十分な意思疎通を図ります。

【年度計画】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

① 国及び関係自治体との連携

イ 福岡空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」や業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、国及び関係自治体との十分な意思疎通を図ります。

ロ 機構が行う周辺環境対策の見直し等にあたって、国との密接な連携のもと、関係自治体と十分な意思疎通を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

国及び関係自治体と十分な意思疎通を図るため、「連絡協議会」等の会議等を開催するほか、国や自治体が主催する会議等を活用して業務の調整及び意見交換を行うことにより、福岡空港周辺環境対策事業を円滑かつ効果的に実施することとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<連絡協議会>

空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を2回開催し、平成26事業年度事業実績及び平成27事業年度事業実施状況等の説明を行うとともに、機構を取り巻く情勢についての意見交換を行い、機構に対する理解を深めていただくなど、関係機関との意思疎通と連携の強化を図ることができた。

○1回目（H27.8.28）の議題

(1) 平成26事業年度事業実績及び評価 (2) 平成27事業年度事業実施状況 (3) 平成28事業年度予算概算要求 (4) 調達等合理化計画 (5) 事業概要パンフレットの紹介

○2回目（H28.3.28）の議題

(1) 平成27事業年度事業実施状況 (2) 平成28年度計画 (3) 平成28事業年度予算実施計画(案) (4) 平成28年度航空局関係予算決定概要



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜連絡協議会以外の会議＞

「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策などについて、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。

○連絡協議会以外の関係自治体等との主な会議と出席団体等

- ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（関係自治体^{（※）}、機構）

H27.4.15開催

→事業対象地域の関係自治体担当者に対し民家防音事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続き方法等について深く理解していただいた。

（※）関係自治体・・・福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町

- ・地域対策協議会総代会（福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡空港ビルディング（株）、機構 他）

H27.5.10開催

→地域対策協議会の活動報告や質疑応答などを通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。

- ・福岡空港公害対策協議会との事務協議（福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構）

H27.11.6、H27.11.20開催

→公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。

- ・福岡空港利活用推進協議会（福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構）

H27.7.7、H28.3.29開催

→福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進する会議に出席し、情報の共有を図った。



(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ② 広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報に努めること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構の事務・事業の運営状況について、透明性を確保する観点から、より一層の広報の充実に努めます。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表します。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報に更新します。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行います。

【年度計画】

② 広報活動の充実

機構の事務・事業の運営状況について、国民に対する確かな情報を積極的に提供し、透明性を確保します。

イ ホームページにて、公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供及び毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表します。

ロ ホームページについて、常に最新の情報に更新します。また、情報の正確性を確保するとともに、国民がより理解しやすい内容への見直しを行います。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布及び自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行います。また、住民からの申請に基づき実施する民家防音工事補助事業及び移転補償事業については、公民館でチラシを配布し、周辺住民へ配布することにより、更なる事業制度の周知に努めます。

年度計画における目標設定の考え方

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、ホームページを活用し公表することにより、業務運営の透明性を確保することとする。

関係自治体と連携を図り、パンフレットや自治体広報誌を活用し地域住民へ情報提供するとともに、ホームページやパンフレットの内容については、情報の正確性の確保、国民が理解しやすい内容への見直しを適宜行う。

また、民家防音工事補助事業及び移転補償事業については、チラシの配布により更なる事業制度の周知に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜ホームページ＞

○ 平成26事業年度の財務諸表、業務実績評価結果、平成27事業年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報などの公表を速やかに行うことにより事業運営の透明性を確保している。

【参考：平成27年度におけるホームページの掲載状況】

■独立行政法人通則法に基づく公表

- ・H27.4.14 平成27年度計画
- ・H27.5.20 業務方法書の改正
- ・H27.6.30 役職員の報酬・給与等の水準の公表（平成26年度給与水準）
- ・H27.7.13 平成26事業年度業務実績報告書、平成26事業年度自己評価書
- ・H27.8.19 平成26事業年度事業報告書及び財務諸表



当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・H28.1.20 第三期中期計画及び平成27年度計画の変更
- ・H28.2.5 平成27年度計画の変更（第2回）

■各種事業

- ・H27.4.20 空気調和機器更新工事における申込締切日のお知らせ
- ・H27.4.20 民家防音工事における申込締切日と工事スケジュールのお知らせ
- ・H27.4.20 民家防音事業における説明パンフレットの掲載
- ・H27.10.7 再開発整備事業賃借人募集
- ・H27.10.13 移転補償事業の概要、事業の流れ、事業の手続内容の更新

■契約関係

- ・独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
- ・平成27年度公共工事の発注見通し
- ・契約結果の情報
- ・平成27年度契約監視委員会の審議概要
- ・平成27年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」
- ・平成27年度「空港周辺整備機構中小企業者に関する方針」
- ・平成27年度「調達等合理化計画」

- ホームページの改善にあたっては、月別件数一覧を作成しアクセス状況の把握・分析に努め、改善の際の参考にするとともに、職員や関係者などの意見・要望を踏まえて改修を行った。

【改修内容】

- ・民家防音事業における施工業者、設計監理業者募集に関し、応募する業者の利便性向上に考慮し、募集広告のPDF版に加え、加工できる電子データファイル（エクセル）を追加した。

<パンフレットの配布>

- 事業概要パンフレットを3,000部製作し、このうち1,800部について、連絡協議会を活用し、関係自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。

<自治体広報誌への情報掲載状況>

- 民家防音工事の助成について上・下半期に1回ずつ、また、移転補償事業についても上半期に1回、それぞれ関係自治体の広報誌に掲載を行った。

また、民家防音事業のパンフレット及び新たに作成した空調機更新工事のチラシを関係自治体窓口において配布するとともに、引き続き地域住民の方々目の触れる機会が増えるよう事業対象区域内の公民館へ民家防音事業及び移転補償事業のチラシを配布するなど、更なる事業の広報に努めた。



(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

③地域への啓発活動

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

③ 地域への啓発活動

空港と周辺地域の共生を図るため、次の取組を行い、地域の理解を得るよう努めます。

イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応します。

□ 空港で開催されるイベントや国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行います。

【年度計画】

③ 地域への啓発活動

イ 環境学習や見学の要望（ホームページにおいて募集）の掘り起こしを図る一環として、近接する中学校へ環境学習等の実施を働きかけるとともに、教育機関等からの要望があった場合には適切に対応し、福岡空港周辺環境対策への理解を得るよう努めます。

□ 福岡空港周辺環境対策事業についての地域住民の関心を高め、また、理解を得るため、「空の日」をはじめとする空港に係る各種行事や「連絡協議会」等を活用し、啓発活動を行います。

年度計画における目標設定の考え方

福岡空港周辺環境対策事業についての地域住民の関心を高め、また、理解を得るため、教育機関等の要望に対して環境学習や見学会を実施するとともに、「空の日」などの空港関係行事や「連絡協議会」を活用した啓発活動を実施することとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜環境学習・見学の実施状況＞

- ホームページに掲載している「校外学習」の募集案内について、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。
 - 教育機関が行う環境学習の機会を通じて、空港周辺環境対策及び機構の事業についての理解を深めていただくため、校外学習の申込みがあった中学校について、平成27年8月に2年生4名を対象に資料・スライドによる説明と緑地造成事業及び再開発整備事業の現地見学を実施した。
- なお、参加生徒へのアンケート結果は好評であった。

＜啓発活動＞

- 福岡空港で開催された「空の日」のイベント（平成27年10月10日開催）に参画し、イベント来場者に対し、機構のパンフレット及びノベルティを配布し、啓発活動を行った。



(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

④ 地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見については、整理・分析を行い、地域住民のニーズの把握に努めます。

【年度計画】

④ 地域住民のニーズの把握

次の取組を行い、地域住民のニーズの把握に努めます。

イ ホームページやパンフレット等を活用し、国民からの意見を募集します。

ロ 地域の会議等に積極的に参加し、対話を通じた意見等の収集に努めます。

ハ 機構に寄せられた質問・意見について適切に対応を行うとともに、整理・分析を行います。

年度計画における目標設定の考え方

ホームページやパンフレット等を活用し国民からの意見募集を行うとともに、地域の会議等にも積極的に参加し意見等の収集を行い、質問・意見について整理・分析することで、地域住民のニーズの把握に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【ご意見・ご提案及びお問合せ】

○ ホームページに「機構へのご意見・ご提案」及び「お問合せ」窓口を設けている。また機構のパンフレットの裏表紙に「ご意見・ご提案募集」について大きく表示し、関係自治体の住民窓口において住民へ配布することにより、幅広く意見等の募集を行っている。

なお、平成27年度においては、機構に対する特段のご意見、お問合せ等はなかった。

○ 移転補償事業の可否に関する照会があった際に、同制度を知った理由の聞き取りを行った。

(主な理由：市の広報誌、親・親戚などから聞いた 等)

【地域住民等とのコミュニケーション】

○ ホームページによる意見はなかったが、地域住民の方々や各種団体と日頃から業務を通じてコミュニケーションを図っており、その中で得た意見等を反映しながら業務を遂行している。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）（以下「見直しの基本方針」という。）等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、組織のスリム化及びコスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 組織運営の効率化

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、見直しの基本方針を着実に実行すること。

また、将来の事業見込み等にも留意しつつ、効率的な事業執行を図るための組織・定員の見直しを行うこと。

【中期計画】

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等及びこれまでの取組を継続して行うことにより、組織運営及び業務運営の効率化を推進して事業の進捗を図ります。

(1) 組織運営の効率化

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、中期目標期間の最終年度までに、次の取組を行い、組織・定員の見直しを図ります。

イ 専門職種の有機的な連携及び組織の効率化を図るために、現在の事業三課体制を二課体制へ見直します。

ロ 管理業務の効率化を図ることにより、管理要員の定員を見直します。

ハ 将来の事業見込み等にも留意しつつ、更なる組織運営の効率化に努めます。

【年度計画】

(1) 組織運営の効率化

イ 騒音斉合施設の一斉点検について、担当部署を越えた連携、協力のもと実施することとし、専門職種の有機的な連携に向けた環境整備を図ります。

ロ 事業三課体制の二課体制への見直し及び管理要員の見直しについて具体的の方針を定め、出向元との調整を行います。

ハ 将来の事業見込み等にも留意しつつ、更なる組織運営の効率化の可能性について検討を行います。

年度計画における目標設定の考え方

騒音斉合施設の一斉点検を行うにあたり、専門職種の有機的な連携に向けた環境整備を図るとともに、事業三課体制の二課体制への見直し及び管理要員の見直しについての方針を定め出向元との調整を行うこととする。また、将来の事業見込みや機構を取り巻く情勢の変化に留意しつつ、更なる組織運営の効率化の可能性について引き続き検討を行うこととする。

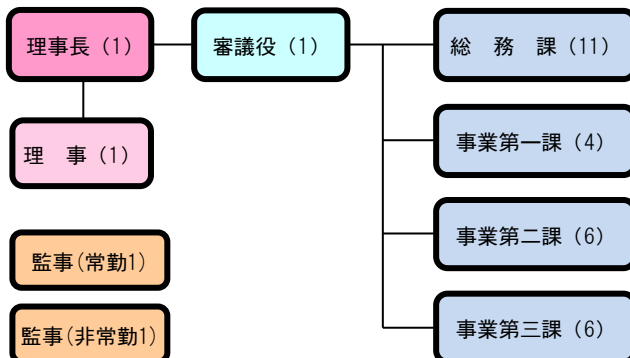
当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 再開発整備事業に係る既存物件の修繕や維持管理を適切に実施する観点から、専門職種の技術力をより有効に活用すべく、事業第一課の機械・建築職員を事業第二課の業務と兼務させ、事業第二課が実施している騒音斉合施設の改修工事等においての仕様書の作成や積算業務に関し、専門的なアドバイスを行うなど、専門職種の有機的な連携を図っている。
- 引き続き、課の統合・再編、管理要員の体制の見直し及び更なる組織運営の効率化の可能性について検討を行い、将来の事業見込や機構を取り巻く状況の動向に留意しつつ、見直しのアウトラインとなる組織改正案を策定するための検討に取り組んだ。

【参考：現在の組織図】

平成27年度
(平成28年3月31日現在)

理事長	1
理事	1
監事(常勤・非常勤)	2
職員	28
合 計	32





(2) 人材の活用

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 人材の活用

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、職員の能力開発の促進により、組織の一層の活性化を図ること。

【中期計画】

(2) 人材の活用

- イ 人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保します。
- 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の能力開発を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図ります。

【年度計画】

(2) 人材の活用

- イ 出資者である国及び地方公共団体と綿密な人事調整を行い、事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材の確保に努めます。
- 職員の能力開発を促進するため、内部研修を実施するとともに、外部研修等へも積極的に職員を参加させます。

年度計画における目標設定の考え方

福岡空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な人材を確保するため、出向元と綿密な人事調整を行うこととする。また、職員の能力開発促進のために必要な研修の機会の確保に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<人事調整>

- 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。
- 女性登用への取組については、政府の方針を踏まえ、役員及び管理職計9名中1名の目標を設定し、管理職への登用について、出向元となる国及び地方自治体に対し人事調整を実施していたところ、平成27年4月に女性管理職が1名配置され、また、平成27年9月末任期満了の監事（非常勤）の後任に女性監事が選任され、目標を達成することができた。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜研修の実施＞

○ 内部研修として、平成27年7月15日に新規採用（出向）職員研修（参加者10名）を行い、新規出向者が機構の概要・各課の事業概要など、新人としての基本的な知識を学習した。

また、平成27年11月19日にワーク・ライフ・バランスに関する研修（参加者23名）を、平成28年3月15日に人権・同和研修（参加者21名）を行い、それぞれ基本的な知識を学習するなど、職員のスキルアップ・意識改善を図った。

加えて、平成27年度においては、特に改正通則法の主旨を踏まえ、平成27年5月18日に役職員に対する内部統制研修（参加者26名）を、平成27年12月8日にはコンプライアンス研修（参加者26名）を開催し、内部統制に対する基本的な知識を学習するなど職員の意識改善を図った。また、内部監査（業務監査及び会計監査）を実施するにあたり、内部監査の知識を習得するため外部研修に職員を派遣するなど、着実な内部統制の推進のための研修に取り組んだ。

なお、研修の効果把握に関するアンケートを行った結果、概ね研修内容に満足との意見で、自身の知識や能力の向上に役立ったとの回答であり、研修の趣旨である職員のスキルアップ・意識改善に一定の効果が見られた。

○ 上記研修以外にも、外部機関が開催している研修へ積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップと意識改善を図った。

【外部研修への派遣】20研修

No	研 修 名	期間
1	独立行政法人等決算留意事項セミナー	4/10
2	独立行政法人平成26年度決算セミナー	4/17
3	財産運用に係る研修会	5/7
4	MJSシステム（給与システム）研修会	6/9～10
5	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会	6/24
6	企業会計[基礎]研修	6/29～7/3
7	内部監査基礎コース	7/6
8	サイバー攻撃講習会	8/20
9	平成27年度官公需確保対策地方推進協議会	9/10
10	独立行政法人実務担当者向け財務会計研修	9/28～30
11	空港環境対策関係担当者研修	10/14～16
12	航空行政研修	10/19～23
13	平成27年度九州地区行政管理・評価セミナー	10/23
14	独立行政法人内部統制セミナー	10/26
15	情報セキュリティ講習会	10/27
16	企業会計[応用]研修	11/9～13
17	債権運用セミナー	11/11
18	MJSシステム（給与システム）研修会（年末調整編）	12/2
19	独立行政法人等決算留意事項セミナー	3/24
20	入札談合関与行為防止法等の講習会	3/24

(3) 経費の効率的な執行 ①事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 経費の効率的な執行

① 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

(3) 経費の効率的な執行

① 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%以上に相当する額を削減します。

【年度計画】

(3) 経費の効率的な執行

① 事業費の抑制

事業費について、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努め、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

年度計画における目標値設定の考え方

事業費の抑制については、これまで民家防音工事補助事業の定額制の導入や業務執行方法の効率化などによる削減に努めてきたところであるが、中期計画の達成を目指して、引き続き効率的かつ合理的な執行を図り、事業費の抑制に努めることとする。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

- 事業費については、引き続き適正な競争入札に向けた取組を行うなど効率的な事業の執行に努めてきたことや、民家防音事業や移転補償事業において申請見込が少なかったことなどにより、全体の予算は平成24年度に比し26.6%の減額となった。なお、実績額比では15.8%の減額となっている。

(単位：千円)

事業名／年度	平成24年度（比較対象年度）		平成27年度				予算残額
	予算額	実績額	予算額	実績額	対24比		
					予算額比	実績額比	
民家防音事業	168,875	57,321	76,719	49,544	▲54.6%	▲13.6%	27,175
移転補償事業	1,325,852	1,214,380	942,671	926,591	▲28.9%	▲23.7%	16,080
緑地造成事業	56,828	26,563	53,908	26,199	▲5.1%	▲1.4%	27,709
再開発整備事業	498,113	326,112	414,393	359,439	▲16.8%	10.2%	54,954
業務外支出	98,220	95,259	89,279	86,309	▲9.1%	▲9.4%	2,970
合 計	2,147,888	1,719,635	1,576,970	1,448,082	▲26.6%	▲15.8%	128,888

【中期計画の削減率】前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%以上。

（注1）前年度からの繰越、管理勘定への繰入は含まない。

（注2）実績額には翌年度への繰越を含む。

（注3）予算額及び実績額合計については、端数処理の関係で合致しない場合がある。

（注4）平成24年度の予算額及び実績額は、大阪国際空港事業本部分を除く。

- 事業費全体での予算残額は約129百万円となっており、主な理由としては、事業全体において一般競争に積極的に取り組んだことにより入札差金が発生したことや、民家防音事業の更新工事①②において世帯員が減少したこと等により空調機の申請台数が減少したことによる。
- 経費節減効果としては、引き続き一般競争契約に積極的に取り組んだ結果、入札差金として約70百万円の節減を図ることができた。特に、再開発整備事業における火災保険契約を集約したことによる入札差金は約38百万円となっており、経費節減に大きく寄与している。

(3) 経費の効率的な執行 ②一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で15%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で15%以上に相当する額を削減します。

【年度計画】

② 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、引き続き業務の見直し及び簡素化を推進するなど業務運営の効率化を図ることにより、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の達成を目指して、引き続き業務の見直しや簡素化、事務経費の削減などに取り組むことにより、一般管理費の抑制に努めることとする。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

- 一般管理費については、引き続き事務所費の節減や旅費の節減に努めたことで、平成24年度に比し13.8%に相当する予算額を削減した。なお、実績額比では8.2%の削減となっている。

（単位：千円）

事業名／年度	平成24年度（比較対象年度）		平成27年度				不用額
	予算額	実績額	予算額	実績額	対24比		
					予算額比	実績額比	
物件費	96,620	64,267	83,282	58,999	▲13.8%	▲8.2%	24,283

【中期計画の削減率】前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で15%以上。

（注）平成24年度の予算額及び実績額は、大阪国際空港事業本部分を除く

- 一般管理費全体での不用額は約24百万円となっている。

【主な取組】

- ・事務諸費の節減（購入備品の精査、空調機の適正な温度管理の徹底等）
- ・パック旅行の推進による旅費の節減 など

(4) 契約の見直し

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 契約の見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。

【中期計画】

(4) 契約の見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施し、適正な契約執行及び情報公開の充実に努め、競争性及び透明性の確保を図ります。

【年度計画】

(4) 契約の見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施し、競争性及び透明性の確保を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、当機構において策定した「調達等合理化計画」に沿った取組を実施しており、随意契約は真にやむを得ないもののみとしている。平成27年度においても引き続き同様の取り組みを実施することとする。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、競争契約を含めた契約の適正化・透明性の確保に向けた取り組みを引き続き実施することとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 平成27年度より、新たに「調達等合理化計画」を策定し、同計画に沿った取組を実施した。
- 平成28年6月に「契約監視委員会」を開催し、平成27年度に締結した競争性のない随意契約及びその点検対象となる契約について、「調達等合理化計画」の取組内容を含めて報告し点検を受けたが、契約監視委員会から特段の意見表示、勧告等はなかった。また、その点検結果については速やかにホームページで公表することとしている。

1. 「調達等合理化計画」に基づき、平成27年度に締結した契約の状況

(単位：件、千円)

契約区分	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(64.7%) 11	(85.0%) 83,109	(77.8%) 14	(86.5%) 82,571	(27.3%) 3	(△0.6%) △538
企画競争・公募	(17.6%) 3	(5.0%) 4,860	(5.6%) 1	(3.2%) 3,024	(△66.7%) △2	(△37.8%) △1,836
競争性のある契約 (小計)	(82.4%) 14	(89.9%) 87,969	(83.3%) 15	(89.7%) 85,595	(7.1%) 1	(△2.7%) △2,374
競争性のない 随意契約	(17.6%) 3	(10.1%) 9,848	(16.7%) 3	(10.3%) 9,821	(0%) 0	(△0.3%) △27
合計	(100.0%) 17	(100.0%) 97,817	(100.0%) 18	(100.0%) 95,416	(5.9%) 1	(△2.5%) △2,401

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは平成27年度の対平成26年度伸又は縮減(減少)率である。

2. 競争性のない随意契約の状況

平成27年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

①事務所共益費(水道・ガス料金) ②事務所電気代 ③財務諸表の官報公告

3. 一者応札・一者応募に係る状況

(1) 「調達等合理化計画」に基づく見直し内容

- ① 施工箇所等の取りまとめ
- ② 仕様書等の見直し
- ③ 入札参加要件の緩和
- ④ 公告期間等の見直し
- ⑤ 落札決定から業務開始までの準備期間確保

(2) 競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
平成26年度	0件 / 14件	0.0%
平成27年度	0件 / 15件	0.0%

4. 平成27年度「調達等合理化計画」に係る取組内容及びその効果

■ 重点的に取り組む分野

(1) 施工箇所等の取りまとめ

移転補償事業のフェンス等設置工事、測量対象地の調査及び再開発整備事業における点検箇所数等については、発注単位を同業種の工事等毎に、関係者にとって不利益とならない範囲でまとめて発注することによって、予定価格を引き上げ、入札関係者にとって、より魅力のある入札案件とすることで競争性を高めた結果、諸経費の削減にもつながった。

特に、火災保険契約については、平成28年度に期間満了予定の火災保険2件と平成29年度に期間満了予定の火災保険1件を中途解約し、平成27年度に期間満了する2件の合計5件を取りまとめて1件として契約した。

この結果、予定価格48,246,580円に対して、契約金額10,059,700円となるなど、経費が大幅に削減された。なお、契約対象物件の1年あたりの保険料について試算したところ、301万円から201万円へと、約3割の節減効果があったものとなっている。入札参加者を比較すると、平成26年度の火災保険契約の3者から5者が増えており、競争性も高まったと考えられる。

また併せて、入札事務の回数削減により、事務の効率化も図ることができた。

(2) 仕様書及び入札説明書の継続的見直し

新規事業者の参入を促進し、競争性及び透明性の確保を図るために、案件ごとに入札及び契約事項審査会において、仕様書の記載内容等について検討を行うなど見直しを実施した。

例えば、「デジタルカラー複合機2台外3点の賃貸借及び保守」について、仕様書の内容をより分かり易くするためにコンピュータセキュリティのための国際規格ISO/IEC 15408を新たに記載し、新規参入業者に分かり易い仕様内容としたことにより、前回の参入業者が3者から比較して5者が増えたと考えられることに加え、予定価格8,043,494円に対して、契約金額2,088,011円と経費の削減に寄与した。

(3) 入札参加要件の緩和

新規事業者の参入を促進し、多くの事業者に参加しやすい入札にする観点から、案件毎に入札及び契約事項審査会において、検討をおこなった。また既存のルールを遵守しつつ、入札参加資格（ランク）の要件緩和として、同業種区分内で複数の等級を対象とすることにより、全ての入札案件において入札参加者が複数となり、競争性を確保することができた。例えば、「平成27年度 福岡空港周辺ネットフェンス等設置工事」においては、予定価格が9,382,037円であるため、入札参加資格については、2,000万円未満の「C等級」となるが、2,000万円以上2億円未満の「B等級」も対象に加えることとした。その結果、入札参加者は4者のうち「B等級」が1者、「C等級」が3者となった。

(4) 公告期間等の見直し

新規事業者の参入を促進し、多くの事業者に参加しやすい入札とする観点から、入札及び契約事項審査会において、公告期間の検討をおこない、完成引継手続へ影響が生じない範囲内で、公告期間を最大限確保することとした。

実例としては、「平成27事業年度 緑地造成事業 緑地造成工事」において、公告期間は、「契約事務取扱細則」により、「少なくとも10日前に掲示」となっているなか、19日間を確保した。

また、従来の機構掲示板・HPへの掲載に加え、業界紙（九建日報）へ入札公告掲載の依頼をおこなうことで、広く情報発信することに努めた。

その結果、業界紙にて入札公告の掲載がなされ、11者（そのうち新規4者）の応札があり、新規事業者が落札した。

(5) その他

購入物品については、必要最小限となっているか契約担当課において検証を行ったほか、機構事務室の室温について、夏の冷房時は28℃、冬の暖房時は20℃に調節し、消費電力の削減に努めた。取組の効果としては、消費電力、電力料金ともに前年比12%の削減をすることができた。電気料金については、前年比145千円の経費削減された。

■ 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

「随意契約に関する取扱要領」に基づく入札及び契約事項審査会の点検が必要な新たな随意契約はなかった。調達等合理化計画の各取組事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする入札及び契約事項審査会を設置し、案件毎に開催している。「随意契約に関する取扱要領」に基づき、随意契約にせざるを得ない案件かどうか、なお一層の慎重な検討を行い、調達のガバナンスの確立に努めた。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ・調達事務に関する業務フローチャートを新たに作成し、ダブルチェック体制を確立出来ているか確認するとともに、それを踏まえたリスク管理表の見直しを行い、リスク管理委員会において確認を行った。また、内部監査においては、監事と連携しつつ、調達事務に関する業務フローチャートによるリスクを把握した上で、重点的・効率的な監査を実施することができた。
- ・コンプライアンスについて、調達事務担当職員を外部研修に参加させた。また、コンプライアンス委員会による取組として、他業種の収賄事件等の事例研究及び内部研修を全職員対象として実施した。
- ・事例研究及びコンプライアンス研修の実施により、職員のコンプライアンスに対する認識を深めることができた。

5. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 平成26年度分については「随意契約等見直し計画」に基づく取り組みについて、平成27年7月に契約監視委員会の点検を受けたが、契約監視委員会からの特段の意見表示、勧告等はなかった。
平成27年度分については、平成28年6月に外部委員を含む契約監視委員会を委員長（常勤監事）が招集し、この委員会に対して理事長が定める「契約監視委員会設置要領」（競争性のない随意契約、一者応札・応募案件）に該当する案件について報告したほか、「調達等合理化計画」の策定及び自己評価について点検を受けた。
- 点検の結果、契約監視委員会からの特段の意見表示、勧告等はなく、委員会から理事長に対して、「今回の審議を参考にして、調達の合理化を推進するとともに、より一層の競争性、透明性の確保に努められたい」旨の報告がなされた。
- 契約監視委員会における点検の結果については、平成26年度分を平成27年7月に当機構ホームページに公表している。なお、平成27年度分についても速やかに公表することとしている。

(2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類の手順に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的にチェックを受けている。
- 平成27年度における監事監査において、契約事務について特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長に対して報告がなされている。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

- 今後、新たに随意契約を締結することとなる案件は「入札及び契約事項審査会」の点検を受けることとした。

《参考》機構の入札・契約情報HPページ <http://www.oeia.or.jp/nyusatu/one.cgi>

(5) 適切な内部統制の実施

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、更に充実・強化を図ること。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

【中期計画】

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、従前の取組を引き続き実施するとともに、「独立行政法人における内部統制と評価について」（総務省・独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）等を参考として、次の取組について更に充実・強化を図ります。

- イ 業務運営方針の明確化、役職員による共有を図ります。
- ロ 定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。
- ハ 内部監査の実施による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。
- ニ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

【年度計画】

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、中期計画を踏まえた従前の取り組みに加え、改正通則法の施行を踏まえた業務方法書の変更、これに伴う規程等の整備を行うとともに、同規程等に基づく次の取組を着実に実施し、内部統制の推進を図ります。

- イ 理事長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的な改善に努めます。
- ロ リスク管理委員会を設置し、業務毎における業務遂行の障害となるリスク因子及びリスク発生原因を分析・評価し、リスク低減策の検討を行います。
- ハ 内部評価委員会を開催し、中期計画等の実施状況等について評価を行うとともに、中期計画等の達成に向けた提言を行います。
- ニ 理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報が伝達される仕組みを構築し、運用します。
- ホ 内部監査体制を整備し、業務監査及び会計監査を行い改善点をフィードバックさせることにより、適正かつ効率的な事業執行を図ります。
- ヘ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

年度計画における目標設定の考え方

従前の取組を引き続き実施することに加え、改正通則法及び業務方法書の変更を踏まえた規程の整備を着実にを行うとともに、同規程に基づく内部統制の確実な運用に取り組むこととする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜業務運営方針の明確化、役職員による必要な情報の共有＞

業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会を開催し審議を行っており、職員もオブザーバー参加できるようにしている。

また、原則毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）において、役員に対し審議役、各課長から事業の進捗状況及び実施予定並びに懸案事項等を報告するとともに、役員との意見交換を行ったうえで、理事長から必要な指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これら方針等の部下への周知を図っている。

このように、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事長のリーダーシップが発揮されている。

【理事会開催状況】

- ・第65回理事会（平成27年6月23日開催）
- ・第66回理事会（平成27年9月17日開催）
- ・第67回理事会（平成27年11月12日開催）
- ・第68回理事会（平成28年2月5日開催）
- ・第69回理事会（平成28年3月24日開催）

＜内部統制委員会の開催＞

- 理事長を委員長とする内部統制委員会を2回開催し、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行った。
 - ・平成27年4月の第1回委員会において、平成27年度における内部統制推進の取組について審議し、方針を定めるとともに、平成27年5月に役職員に対し、講師を招いて内部統制に関する研修を開催し、基本的な知識の習得を図った。
 - ・平成27年10月の第2回委員会において、事務局から取組状況についての中間報告を受けつつ、平成27年度内での業務フローチャートの作成や情報セキュリティ対策の実施など、内部統制推進のための新たな指示がなされた。

＜コンプライアンス委員会の開催＞

- 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を2回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について検討し、年度の活動方針を定めた。
 - ・平成27年9月の第1回委員会において、職員のコンプライアンス意識向上のための取組として、報道に基づくコンプライアンス違反事例を課題として、職員間の討論を実施することとし平成27年10月に実施した結果、各課において活発な意見交換が行われ、自己啓発の機会とすることができた。また、コンプライアンス研修を開催することとし、機構の顧問弁護士を講師に迎え、平成27年12月に開催した。
 - ・平成28年3月の第2回委員会において、平成27年度の取組を総括するとともに、平成28年度における取組についての検討を行った。

＜リスク管理委員会の開催＞

- 審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、業務毎に業務遂行の障害となるリスク因子及びリスク発生原因を分析・評価するためのツールとして業務フローチャートを作成並びに既存のリスク管理表との整合を図りつつ、リスク低減策の検討を行った。
 - ・平成27年9月の第1回委員会において、業務毎の業務フローチャートの作成及び既存のリスク管理表との整合等について審議し、新しいフローチャートの雛形を定めるなど、年度の活動方針を定めた。
 - ・平成27年12月の第2回委員会において、業務フローチャートの作成状況等の経過報告を行うとともに、機構のリスクマネジメントの手順について検討を行った。
 - ・平成28年3月の第3回委員会において、業務フローチャートを完成させるとともに、既存のリスク管理表との整合を確認した。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<内部評価委員会の開催>

- 平成27年6月23日に内部評価委員会を開催し、平成26事業年度の事業実績に対する内部評価を行った。
- 平成27年11月12日開催の内部評価委員会においては、国土交通大臣からの平成26事業年度事業実績評価結果及び指摘・意見を踏まえつつ、平成27事業年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営及び平成28年度計画策定に活用・反映した。

<内部監査の実施>

- 内部監査（業務監査及び会計監査）の実施について、内部監査の知識習得のため、外部研修に職員を派遣するなど、効果的な監査を実施するための準備に注力した。
- 監査員は、監事と連携し、監査の重点項目を定めた監査計画を作成した。
- 平成28年2月に内部監査を実施し、業務が適切に行われているか、また業務が効果的に行われ維持されているかを確認し、監査結果を理事長に報告した。理事長からは、結果報告を踏まえた問題点等については是正指示がなされ、それらをフィードバックすることにより、適正かつ効率的な業務執行を図った。

<監事監査、会計監査人による監査>

- 平成27事業年度上半期にかかる監事監査を平成27年11月に実施し、会計監査人による予備調査を平成27年12月、期中監査を平成28年2月に実施した。
- 平成27事業年度決算等監事監査を平成28年6月に実施し、通常の監査項目に加え、法令、内部規定等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査を行った。

なお、指摘事項はなかったものの、監査における指導・助言に留意し、業務に反映させることとしている。

<情報セキュリティ対策>

- 政府の方針等を踏まえ、新たに「機構情報セキュリティポリシー」を策定した。
- サーバーの更新を行い、「機構情報セキュリティポリシー」を踏まえたネットワーク体系に見直すとともに、セキュリティ対策のための新たな機器を設置するなど、コンピューターウイルスの侵入防止の措置を図った。また、サーバーの破損対策として新たに予備のサーバーを設置しバックアップ機能を持たせた。

なお、これまでウイルスの侵入や情報漏洩などの被害は出ていない。

- 情報漏洩の防止については、リスク管理表に項目を掲げ、不正がないよう管理している。
- ネットワークシステムの管理運用については、要領を設けシステムが適正に運用されるよう管理している。

<管理会計の活用>

- 管理会計の活用状況については、固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、調達等合理化計画などの取り組みを着実に実施することにより、予算の効率的な執行を図ることができた。
- 固有事業においては、安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により年度計画に基づく利益を確保することができた。

<セグメント情報の開示>

- セグメント情報の開示については、独立行政法人発足時から固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、これらの区分に応じて、平成26事業年度の財務諸表において適切にセグメント情報の開示を行った。

(1) 予算、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

4. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画し、健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。

【年度計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。

年度計画における目標設定の考え方

年度計画を実施するために必要な予算、収支計画及び資金計画を策定する。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図ることができた。
- 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により、年度計画と比較して総利益が増加した。
- 資金計画については、固有事業の預かり金を効率的に運用するなど、適切な管理を行った。
資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受けるなど、適切な管理を行った。



平成27年度計画における予算・収支計画・資金計画

予算

(単位: 百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)
収入	1,963	1,159	△804
業務収入	642	642	0
補助金収入	159	128	△31
受託金収入	1,158	383	△775
負担金収入	2	2	△0
長期借入金等収入	—	—	—
雑収入	2	3	1
繰越金受入	—	—	—
支出	1,960	1,060	△900
固有事業	504	446	△58
受託事業	996	229	△767
その他事業	77	50	△27
人件費	300	277	△23
一般管理費	83	59	△24

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

【参考: 予算支出の内訳(支出決定ベース)】

(単位: 千円)

科 目	予算額				27年度 執行済額 (B)	翌年度への 繰越額 (C)	執行残額 (A-B-C)	執行率 ((B+C)/A)
	27年度予算額		流用等	予算現額 (A)				
		うち前年度繰越額						
固有事業勘定	503,672	0	0	503,672	445,748		57,924	88.5%
再開発整備事業費	414,393	0	0	414,393	359,439		54,954	86.7%
業務外支出	89,279	0	0	89,279	86,309		2,970	96.7%
受託事業勘定	996,579	0	0	996,579	229,094	723,696	43,789	95.6%
移転補償事業費	942,671	0	0	942,671	202,895	723,696	16,080	98.3%
緑地造成事業費	53,908	0	0	53,908	26,199		27,709	48.6%
その他事業勘定	76,719	0	0	76,719	49,544		27,175	64.6%
民家防音事業費	76,719	0	0	76,719	49,544		27,175	64.6%
管理勘定	383,220	0	0	383,220	335,963		47,257	87.7%
人件費	299,938	0	0	299,938	276,965		22,973	92.3%
一般管理費	83,282	0	0	83,282	58,999		24,283	70.8%
合 計	1,960,190	0	0	1,960,190	1,060,350	723,696	176,144	91.0%

(注1) 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

(注2) 管理勘定には雑収入を含む。(予算額1,623千円、決算額2,333千円)

(注3) 執行率には、翌年度への繰越額(C)を含む。

平成27年度計画における予算・収支計画・資金計画

収支計画

(単位: 百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)
費用の部	1,940	997	△943
経常費用	1,940	991	△949
業務費用	1,553	801	△752
固有事業	479	438	△41
受託事業	997	276	△721
その他事業	77	87	10
一般管理費	383	183	△200
人件費	300	128	△172
物件費	82	54	△28
減価償却費	1	1	0
財務費用	4	7	3
雑損	-	0	0
臨時損失	0	5	5
収益の部	1,974	1,150	△824
経常収益	1,974	1,150	△824
業務収入	642	647	5
受託収入	1,158	358	△800
補助金等収益	174	143	△31
財務収益	0	1	1
雑益	-	0	0
臨時利益	-	-	-
純利益	34	153	119
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	34	153	119

資金計画

(単位: 百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)
資金支出	2,306	4,033	1,727
業務活動による支出	1,916	986	△930
投資活動による支出	-	2,705	2,705
財務活動による支出	86	88	2
次期繰越金	304	254	△50
資金収入	2,306	4,033	1,727
業務活動による収入	1,963	1,160	△803
業務収入	642	640	△2
受託金収入	1,158	382	△776
その他の収入	163	138	△25
投資活動による収入	-	2,600	2,600
財務活動による収入	-	-	-
前期よりの繰越金	343	273	△70

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。



【参考：第3期中期計画の進捗状況】

■ 下表は、中期目標計画額に対する実績額の達成状況を表したものです。

【予算】

〔百万円〕

区 分	27年度 計画額	27年度 実績額	本中期目標 計画額	本中期目標 実績累計	進捗状況
収 入	1,963	1,159	12,572	5,000	40%
業務収入(再開発整備)	642	642	3,239	1,912	59%
補助金収入等(民家防音)	161	130	1,354	395	29%
受託金収入(移転補償・緑地)	1,158	383	7,966	2,683	34%
長期借入金等収入	—	—	—	—	—
雑収入	2	3	12	10	83%
繰越金受入	—	—	—	—	—
支 出	1,960	1,060	12,346	4,706	38%
固有事業(再開発整備)	504	446	2,417	1,331	55%
受託事業(移転補償・緑地)	996	229	7,115	2,250	32%
その他事業(民家防音)	77	50	867	154	18%
人件費	300	277	1,532	788	51%
一般管理費	83	59	415	183	44%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

【参考：第3期中期計画の進捗状況】

〔収支計画〕

[百万円]

区 分	27年度 計画額	27年度 実績額	本中期目標 計画額	本中期目標 実績累計	進捗状況
(費用の部)					
経常費用	1,940	991	12,208	4,593	38%
業務費用	1,553	801	10,248	4,022	39%
固有事業(再開発整備)	479	438	2,261	1,352	60%
受託事業(移転補償・緑地)	997	276	7,115	2,410	34%
その他事業(民家防音)	77	87	873	259	30%
一般管理費	383	183	1,943	549	28%
人件費	300	128	1,532	383	25%
物件費	82	54	406	162	40%
減価償却費	1	1	4	4	100%
財務費用	4	7	17	22	129%
雑 損	—	0	—	0	—
臨時損失	0	5	0	7	0%
(収益の部)					
経常収益	1,974	1,150	12,629	5,024	40%
業務収入(再開発整備)	642	647	3,239	1,926	59%
受託収入(移転補償・緑地)	1,158	358	7,966	2,658	33%
補助金等収益(民家防音・再開発整備)	174	143	1,417	435	31%
財務収益	0	1	6	2	33%
雑 益	—	0	0	3	0%
臨時利益	—	—	—	—	—
純利益	34	153	421	424	101%
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
総利益	34	153	421	424	101%

〔資金計画〕

[百万円]

区 分	27年度 計画額	27年度 実績額	本中期目標 計画額	本中期目標 実績累計	進捗状況
資金支出	2,306	4,033	14,572	11,180	77%
業務活動による支出	1,916	986	12,091	4,387	36%
投資活動による支出	—	2,705	—	5,717	—
財務活動による支出	86	88	459	298	65%
次期繰越金	304	254	2,022	777	38%
資金収入	2,306	4,033	14,572	11,180	77%
業務活動による収入	1,963	1,160	12,572	4,955	40%
業務収入(再開発整備)	642	640	3,239	1,913	59%
受託金収入(移転補償・緑地)	1,158	382	7,966	2,675	34%
その他の収入(民家防音等)	163	138	1,366	406	30%
投資活動による収入	—	2,600	0	5,150	0%
財務活動による収入	—	—	—	—	—
前期よりの繰越金	343	273	2,000	1,034	52%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とします。

【年度計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とします。

年度計画における目標設定の考え方

予見し難い事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を資本金と同額の400百万円とする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

短期借り入れの実績なし。

(3) 重要な財産の処分等に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当ありません。

【年度計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当ありません。

年度計画における目標設定の考え方

該当なし。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

該当なし。

(4) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

6. 剰余金の使途

固有事業（再開発整備事業）に充てます。

【年度計画】

6. 剰余金の使途

固有事業（再開発整備事業）の業務運営に必要な経費に充てます。

年度計画における目標設定の考え方

剰余金が発生した場合、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金又は同条第3項に基づく目的積立金として整理することとなる。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成26年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。

平成27年度においても、安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により生じた当期総利益について、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理することとしている。

【参考】

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）
（利益及び損失の処理）

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りではない。

2 （略）

3 独立行政法人は、第1項に規定する剰余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4・5 （略）

○ 独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年2月16日設定・平成22年10月25日改訂）（抄）

第74 通則法第44条第3項による承認の額

<参考> 経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」（承認前にあっては「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、主務大臣の承認を得て中期計画で定められることとなるが、独立行政法人の公的な性格により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。

3 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」が、独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」は、以下のようなものであることが必要である。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること。

(2) 費用が減少したことによる生じた利益であって、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）。

(3) その他独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。

(1) 人事に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

また、総人件費の削減については、平成24年度に国家公務員給与の臨時特例に準じた措置を講じたところであるが、引き続き政府の方針を踏まえつつ適切に対応すること。

【中期計画】

(1) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。

また、総人件費の削減については、平成24年度に国家公務員給与の臨時特例に準じた措置を講じましたが、引き続き政府の方針を踏まえつつ適切に対応します。

【年度計画】

(1) 人事に関する計画

給与水準については、今後とも国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努め、その取組状況を公表します。

年度計画における目標設定の考え方

給与水準については、既に国家公務員の俸給表及び手当と同様としている。今後とも国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努めるとともに、その取組状況を公表することとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成25年度より、機構俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。

また、平成27年度においては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、当機構においても国の制度にあわせた見直しを行い、取組状況を平成28年6月中に公表することとしている。

なお、当機構の対国家公務員指数の平成27年度実績は100.6であり、国家公務員とほぼ同水準になっている。

【参考：対国家公務員指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
対国家公務員指数	106.6	109.9	113.8	105.8	101.5	100.6



給与水準の適正化にかかる取組状況

平成27年度の取組状況

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、給与規程の改正を実施。

- 給与制度の総合的見直し（平成26年法律第105号）
 - 1. 俸給及び諸手当の見直し
 - ①俸給月額 俸給表を平均2%引下げ
 - ②単身赴任手当の引上げ
 - 2. 措置の実施時期
平成27年4月（平成27年4月から適用）
- 官民格差等に基づく給与水準改定（平成28年法律第1号）
 - 1. 俸給及び手当の引き上げ
 - ①俸給月額 俸給表を平均0.4%引上げ
 - ②ボーナス4.10月分→4.20月分に引上げ
 - 2. 措置の実施時期
平成28年2月（平成27年4月から遡及適用）